

令和 7 年
6 月高浜市議会定例会
参考資料（追加分その 2）

目 次

種類・番号	件 名	頁
議案第 48 号	高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	3

議案第 4 8 号関係

高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正 (公費の支払) 第4条 高浜市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に18万円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	・高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正 (公費の支払) 第4条 高浜市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に18万円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

- ・高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

(公費の支払)

第4条 高浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

- ・高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

(公費の支払)

第4条 高浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

議案第48号概要資料

高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び
高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

1. 背景

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等の経費について公費で負担する限度額が引き上げられることに準じ、市の議会の議員及び長の選挙においても、同様に限度額を引き上げるもの。

2. 改正内容

公費で負担する経費に係る限度額の計算基礎となる1枚当たりの単価を引き上げる。

	改 正 後	改 正 前
選挙運動用ポスターの作成	586 円 88 銭	541 円 31 銭
選挙運動用ビラの作成	8 円 38 銭	7 円 73 銭

【参考】

(1) ポスター作成に係る公費負担限度額：1枚当たり 2,925 円（改正前：1枚当たり 2,879 円）

2,925 円×77 枚＝225,225 円（改正前：221,683 円）

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 77 \text{ (ポスター掲示場の数)} + 18 \text{ 万円}}{77 \text{ (ポスター掲示場の数)}} = \text{作成単価の限度 (※1 円未満端数切上げ)} \\ 2,925 \text{ 円}$$

(2) ビラ作成に係る公費負担限度額：1枚当たり 8 円 38 銭（改正前：1枚当たり 7 円 73 銭）

市長選：2 種類以内で合計 16,000 枚 → 8.38 円×16,000 枚＝134,080 円（改正前：123,680 円）

市議選：2 種類以内で合計 4,000 枚 → 8.38 円×4,000 枚＝33,520 円（改正前：30,920 円）

3. 施行日 公布の日